

**年休=欠勤、協約の恣意的解釈を許すな！  
あっせん申請が受理される！  
会社は団交に応じろ！**

東京車両所分会組合員がケガの治療のために取得した通常の年休に対し、会社が組合員に診断書の提出を強要した件で、本日新幹線地本は、会社が団体交渉に応じるように東京都労働委員会にあっせん申請を行い、これが受理されました。

この問題の発覚後、新幹線地本は、組合員が申請した苦情処理会議の開催を強く求めてきましたが、10月28日会社はこれを拒否しました。新幹線地本は11月1日、会社に基本協約の解釈についての団体交渉の申し入れを行いました。これも会社は11月24日、団体交渉の開催を拒否しました。

会社は「年休の日は本来仕事をしているのであって、その日を休むのだから、年休は基本協約の通り欠勤である」と主張しています。これは、基本協約の解釈をめぐる重要な問題で、会社の恣意的解釈によっては労働条件の改悪に発展する問題です。決して曖昧にしてはなりません。

**会社は、都労委のあっせんを受け入れ、団交を開催せよ！**

**会社は、診断書提出強要を撤回せよ！**